

3 医療費の公費負担

(1) 重度心身障害者医療費

身体障害者手帳（1，2，3級）又は療育手帳（㊤，A，㊦）の交付を受けている人が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当分を公費で負担しています。ただし、所得による制限があります。

1医療機関あたり1日100円の自己負担が必要となります。（ただし、入院については、1医療機関月14日までの負担、通院については、1医療機関月4日までの負担となります。）

なお、市町により、対象者の拡大などが行われている場合があります。

問い合わせ先

市区町役場

(2) 子ども医療費

子どもが病院で診療を受けた場合に、自己負担の一部を助成する制度です。

子ども医療費は、市町が実施主体となって行っている制度になります。

市町によって、助成対象者の年齢制限や所得制限の限度額、自己負担額など、制度の内容が異なりますので、詳しいことは居住地の市区町役場の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

(3) ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭の父母及び児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間）等が病院で診療を受けた場合、自己負担の一部を助成する制度です。

ひとり親家庭等医療費は、市町が実施主体となって行っている制度になります。

市町によって、所得制限の限度額や自己負担額など、制度の内容が異なりますので、詳しいことは居住地の市区町役場の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

(4) 未熟児養育医療費

赤ちゃんの体の発育や機能が未熟な状態で生まれ、速やかな入院治療が必要な場合、特定の要件を満たす赤ちゃんの医療費の全額または一部を公費で負担します。保護者の所得に応じて一部自己負担がかかることもあります。子ども医療費と同時に申請をすることができます。ただし、所得による制限があります。

詳しいことは、居住地の市区町役場の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

(5) 自立支援医療費

心身の障害の軽減を図る自立支援医療に必要な費用の9割を保険と公費で負担します。自己負担部分の1割については、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定し、上限額を超えた部分は公費で負担します。

給付の対象になる医療は次のとおりです。

①	育成医療	身体に障害のある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある18歳未満の人であって、確実な治療効果が期待できるものに対して行われる医療
②	更生医療	身体の障害を除去し、又は軽減して日常生活を容易にすること等を目的とした医療
③	精神通院医療	精神障害者の通院医療を促進し、かつ適正な医療を普及させるために行われる通院医療

問い合わせ先

市区町役場

(6) 結核・感染症医療費

結核・感染症の適正な医療を普及するため、結核及び一部の感染症（エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）など）の患者の治療費は、対象となる医療費の95%から全額を保険と公費で負担します。ただし、所得による制限があります。

問い合わせ先

保健所（支所）、市保健所

(7) 小児慢性特定疾病医療費

20歳未満（新規は18歳未満）の人が、医療機関で小児慢性特定疾病の対象疾患で医療を受けた場合、各種医療保険を適用した後の自己負担額から、認定された「自己負担限度額」を控除した額を助成します。

問い合わせ先

保健所（支所），市保健所

(8) 特定医療費（指定難病）

特定医療費（指定難病）の対象の疾患に罹患した患者が、医療機関で医療を受けた場合、各種医療保険を適用した後の自己負担額から、認定された「自己負担限度額」を控除した額を助成します。

問い合わせ先

保健所（支所），市保健所

(9) 不妊検査・一般不妊治療費

不妊を心配されている方への支援として、夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、不妊検査費用と一般不妊治療までの費用が助成されます。

助成限度額は、上限5万円（自己負担額の1/2）、1組の夫婦につき1回限り、検査開始時の妻の年齢が35歳未満であることが条件となります。

問い合わせ先

保健所（支所）

(10) 不妊治療費

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けておられるご夫婦に対して、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。ただし、所得や妻の年齢による制限があります。

◇助成対象となる治療

体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）及び特定不妊治療とあわせて精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）

◇助成額・回数

- ・一組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円を限度に通算6回まで
(初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の夫婦は通算3回まで)
- ・初回の特定不妊治療では、15万円までの上乗せ助成が受けられる場合があります。
- ・特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療を行った場合には15万円まで

問い合わせ先

保健所（支所）